

令和5年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金 特別申請のお知らせ

1 奨学給付金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまへ、学費負担軽減を目的とする東京都の助成制度として、返還不要な「奨学給付金」があります。

この制度は、年収目安約 270 万円未満※又は生活保護受給世帯に対し、授業料以外の教育費（教材費、学用品等）の負担を助成する制度です。

なお、家計が急変した世帯に対する奨学給付金制度の申請時期等、詳細は、別途当財団ホームページでご案内します。

※年収目安約 270 万円未満の世帯でも、住民税が課税されている場合は対象となりません。

2 特別申請の対象要件と申請方法

特別申請の対象となる申請者は、生徒の保護者等で、2 ページ目の⑤「対象となる申請者（保護者等）の要件と助成額」の対象要件に加えて、以下の要件のいずれかに該当する方です。

- 通常の申請期間終了後に住民税の税額変更等により対象となった方

※令和5年6月～7月の通常の申請、もしくは12月の追加申請で奨学給付金を申請をした方は対象となりません。

申請方法

ユーザIDの有無で申請方法が異なります。以下をご確認ください。

※当該助成金のユーザIDは就学支援金のIDとは別のものです。

- ① 今年度当該助成金のオンライン申請をしておらず、ユーザIDをお持ちでない方

スマートフォンまたはパソコンから、4 ページ目⑦「オンライン申請の方法」の「申請受付サイト」にログインして、オンラインで申請手続きをしてください。

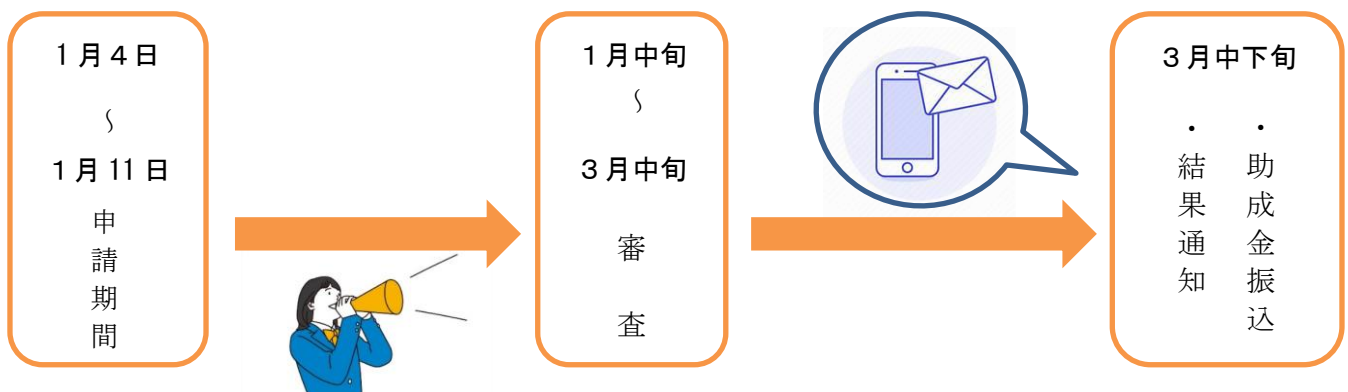
- ② 今年度当該助成金のオンライン申請をしたことがあり、ユーザIDをお持ちの方

郵送でのご申請となります。申請書をお送りしますので、まずは⑩「問合せ先」まで電話でお問い合わせください。

3 申請期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月11日(木)

- ・ 申請期間を過ぎると、申請ができなくなります。余裕をもって、必ず、申請期間内に申請をしてください。
- ・ 期間外(年度を遡って申請することも含む)の申請につきましては、受け付けできません。
- ・ 就学支援金とは別の助成制度のため、毎年(学年1回)申請が必要です。対象となる方は忘れずに申請してください。

4 スケジュールの流れ (予定)



5 対象となる申請者（保護者等）の要件と給付額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者(申請者)が、令和5年7月1日現在、東京都内に居住

※奨学給付金は、保護者がお住まいの道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問い合わせください。

(2) 令和5年7月1日現在※1、下記の①～⑦のいずれかの私立学校及び課程に在学している生徒の保護者※2

- ① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
 - ② 私立中等教育学校後期課程
 - ③ 私立高等専門学校（1～3年）
 - ④ 私立専修学校高等課程
 - ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - ⑦ 私立高等学校等専攻科（私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校（後期課程）専攻科）のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - ・ 国家資格者養成課程を有するもの
- ※ただし、特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

※1 令和5年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

※2 生徒が以下のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合
- ・ 平成26年4月1日前から引き続き就学支援金の対象校に在学している場合
(平成26年3月31日に退学し、平成26年4月1日に第1学年(年次)に入学した場合を除く)

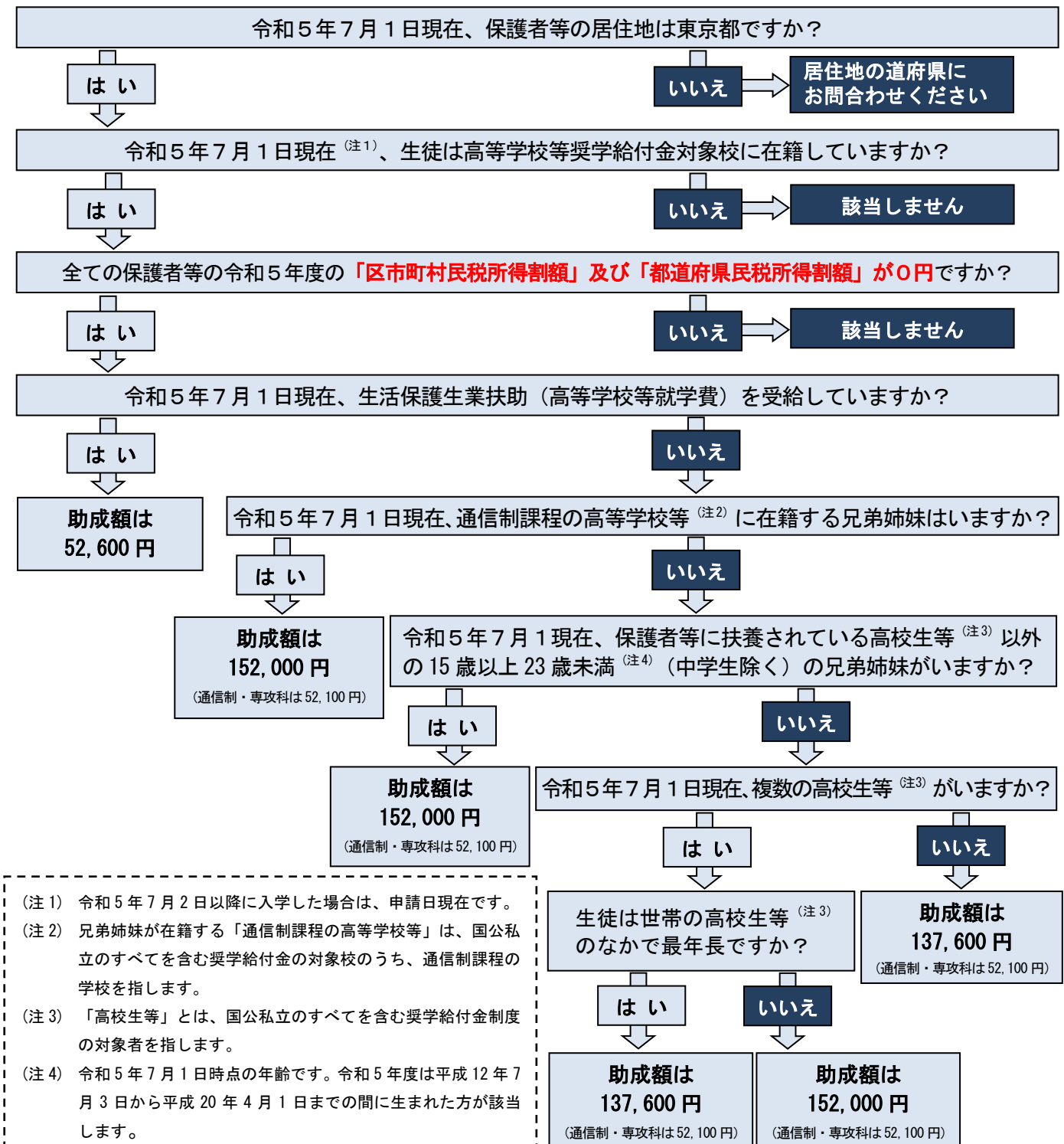
(3) 次の世帯区分A・Bのいずれかに該当する方

世帯区分		助成額（年額）		
		全日制等	通信制	専攻科
A	生活保護 生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯(7月1日時点)	52,600 円		
B	生活保護受給(生業扶助を受給していない)世帯	137,600 円	52,100 円	
	令和5年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯※1 均等割のみの世帯とは住民税の「均等割(区市町村民税 3,500 円+都民税 1,500 円= 年税額 5,000 円)」のみ課税され、所得割額が0円(非課税)の世帯です。	又は 152,000 円 ※2		

※1 対象世帯の審査は、申請者とその配偶者の『課税証明書』に記載された住民税の金額で行います。

※2 世帯の構成状況により助成額が異なります。詳しくは、3ページ目 ⑥「対象者及び助成額の確認方法」をご参照ください。

6 対象者及び助成額の確認方法



【申請者について】

- ①申請者は原則、生徒の親権者となります。また、親権者がいない場合は、未成年後見人が申請者となります。
 - ②未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。
- ※主たる生計維持者がいない場合は、生徒本人が申請者となります。
- ※生徒に昨年収入がある場合、生徒本人が申請者に該当する場合があります。
- ※生徒が在学中に成人した場合でも、家族構成に変更がなく、成人に達する以前から、親権者の収入により生計を維持している場合は、親権者が申請者となります。

7 申請に必要な書類

オンライン申請の場合は必要書類を申請登録前に用意をして、申請受付サイトから画像をアップロードしてください。

※授業料軽減助成金と同時に申請する場合は、必要書類をまとめてアップロードができます。

郵送の場合は必要書類(写し)と申請書を用意して、**特定記録郵便**にて郵送してください。

申請に必要な書類	対象
<p>(1) 住民票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の記載があるもの ・続柄の記載があるもの ・令和5年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの 	<p>全ての申請者</p>
<p>(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類 ※a)、b)、c)のいずれか</p> <p>a) 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は『生業扶助受給証明書』を提出してください。 ※『生業扶助受給証明書』は、8の私学財団「奨学給付金事業」ホームページから「【生活保護を受給している】方へ」を印刷してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所の証明(押印)を受けたもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの 	<p>生活保護を受給している世帯で【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給している方</p>
<p>b) 生活保護受給証明書 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』と「【生活保護を受給している】方へ」の下段B欄に署名をして提出してください。 ※「【生活保護を受給している】方へ」は、8の私学財団「奨学給付金事業」ホームページから印刷してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・令和5年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの 	<p>生活保護を受給している世帯で【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給していない方</p>
<p>c) 令和5年度 課税・非課税証明書(※1)(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養人数(内訳)の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの ・申請者及びその配偶者のもの(※3) ・助成額(年額)が全日制等に該当する生徒で、生徒及び15歳以上(中学生を除く)の兄弟姉妹の扶養人数の記載がない場合は、生徒及び当該兄弟姉妹の「健康保険証」も提出してください(郵送の場合は写しを提出してください)。 <p>※1 「源泉徴収票」「特別徴収税額通知書」「納税通知書」では受付できません。</p> <p>※2 令和5年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」を提出してください(郵送の場合は写しを提出してください)。</p>	<p>生活保護を受給していない方</p>
<p>※3 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・【配偶者控除】の適用が無い(所得が1,000万円を超える方の同一生計配偶者を含む)場合 ・【配偶者特別控除】の適用を受けている場合 ・申請者が自営業で、その配偶者が【事業専従者】の場合 </div> <p>申請者が【配偶者控除】を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合 → 配偶者の証明書は不要です。</p>	<p>配偶者の証明書も必要です。</p>

8 オンライン申請の方法（初めてオンライン申請する方）

スマートフォンまたはパソコン端末から、下記のQRコード又はURLで「申請受付サイト（授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム）」にログインをして、申請手続きをします。



申請登録前にご用意ください

- ①申請に必要な書類（[7](#) 参照）
- ②申請者の振込口座情報
- ③就学支援金申請システム（e-Shien）のログインID及び就学支援金受付番号



※③は都内校に在籍する生徒で5月末までに就学支援金を申請されている方のみ必要です。

＜就学支援金受付番号の確認方法＞ e-Shienにログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載

注意事項

- ・インターネット通信が可能な環境で申請登録を行ってください（申請の所要時間30分程です）。
また、**申請の途中で一時保存ができません。**時間に余裕をもって、申請をお願いします。
- ・スマートフォン、パソコンによる申請の操作方法は、「[申請マニュアル](#)」をご確認ください。

【申請受付サイト】授業料軽減助成金 及び 奨学給付金オンライン申請システム

<https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/>

【申請マニュアル】

奨学給付金事業ページ（私学財団HP）に掲載

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html



申請受付サイト



【申請マニュアル】

奨学給付金事業ページ

◇申請が完了するまでにステップ1～5の入力が必要です。

（1）申請の手順

- ステップ1 申請受付サイトの申請開始ボタンから「申請要件（e-Shien ログインID等）」の入力
- ステップ2 申請者のメールアドレス登録（登録後、確認メールが届きます。）
- ステップ3 申請情報の登録（申請者と生徒の情報を入力）
- ステップ4 奨学給付金の申請登録
- ステップ5 必要書類の登録（画像のアップロード）



※入力完了後、ユーザIDがメールで届きます。パスワード設定までを終えると申請手続きの完了です（審査結果を確認する際、このIDとパスワードが必要になりますのでメモをお取りください）。

※申請者のメールアドレス登録が必要となりますので、迷惑メールの設定をされている場合は、「@shigaku-tokyo.or.jp」からのメールを受信できるように設定してください（財団からのメール受信ができない場合がありますので、キャリアメールのご登録はお控えください）。

（2）申請完了後について

- ・登録されたメールアドレス宛に、審査結果のお知らせが届きます。（3月中下旬予定）
- ・審査完了後、申請者の口座に助成金が振込まれます。



【兄弟姉妹で申請される方】

ID発行前に新規の申請登録ができるのは、生徒1名分となります。兄弟姉妹の申請をする際は、1人目の申請が完了した後（ID発行後）に、『授業料軽減助成金及び奨学給付金 オンライン申請システム』から追加申請を行ってください。追加の申請方法は、授業料軽減助成金事業ページ（私学財団HP）の「申請マニュアル」をご確認ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、（公財）東京都私学財団及び東京都が共有します。
個人情報の取り扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

9 Q & A ～よくあるお問合せ（お問合せの前にご覧ください）～

東京都私学財団のHPにQ & Aを掲載しております。
右記のQRコードからご確認ください。



奨学給付金
よくあるお問合せ Q&A

10 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎(03)5206-7925（土日・祝日・年末年始を除く 9:15～17:00）

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。
何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>